

岐阜県里山林整備事業実施要領

[平成24年3月23日 森第869号]
[一部改正 平成25年4月1日 恵森第24号]
[一部改正 平成26年3月24日 恵森第537号]
[一部改正 平成27年3月19日 恵森第596号]
[一部改正 平成28年3月7日 恵森第589号]
[一部改正 平成29年3月28日 恵森第550号]
[一部改正 平成30年3月30日 恵森第834号]
[一部改正 平成31年3月27日 恵森第722号]
[一部改正 令和2年3月30日 恵森第726号]
[一部改正 令和3年3月25日 恵森第501号]
[一部改正 令和4年3月28日 恵森第559号]
[一部改正 令和4年3月29日 恵森第646号]
[一部改正 令和5年3月27日 森活第683号]

第1 趣旨

人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い管理・整備を推進することによって、地域住民の生活環境の保全を図る。

里山林整備事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施の条件

事業の実施について、事業の実施場所の土地所有者、森林所有者、土地使用権限者その他の当該場所について権限を有する者（以下「土地所有者等」という。）の許可又は同意等が得られているものとする。

第3 事業内容等

事業の内容は、要綱第2条別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

なお、補助対象事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する経費を補助の対象としない。

1 生活保全林整備タイプ

(1) 対象森林

対象森林は、次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 野生動物による農作物被害や生活環境被害が生じている農地や住居等に隣接し、林縁からの奥行きがおおむね30m以内の連続した森林で、かつ整備対象箇所は、市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」（以下「生活保全林等」という。）であること。

(イ) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと認められる森林で生活保全林等であること。

イ 1 施行地の面積が0.1ha以上の森林

ウ 第6の規定に基づき事業の実施及び対象地の管理方法に関する協定が締結された森林

(2) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

区分	内容等
ア バッファーゾーンの整備	<p>○森林整備 下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽（樹種転換） 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 (枝払、玉切、後片付けを含む。)</p> <p>○附帯整備 簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等（柵工等）の整備</p>
イ 危険木の除去	<p>○倒木の危険性が高い樹木の伐採。 対象木、保全対象、施業内容及び対象森林の所有者は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 対象木 次のいずれかに該当するもの (ア) 樹高が概ね10m以上であって枯損木又は斜立木であるもの。 (イ) 知事が特に危険と認めるもの。</p> <p>(2) 保全対象 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの。</p> <p>(3) 施業内容 伐倒、林内整理（枝払い、玉切り、片付け） なお、搬出、破碎については原則、補助対象外とする。</p> <p>(4) 対象森林の所有者 保全対象の所有者と同一でないこと。 ただし、(2)(3)(4)に該当しない場合、事業主体は事業計画書提出時までに部長と別途協議を行い、部長が特に必要と認める場合は事業実施できるものとする。</p> <p>(5) 要綱別表第1の3に規定する共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限 共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限については、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）に定める率とする。</p>

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

2 森林地域外危険木除去タイプ

(1) 対象木

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。（地域森林計画対象民有林内の樹木及び道路・公園等で管理者が自ら整備すべき樹木を除く。ただし、市町村長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。）

- ア 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木
- イ 住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木
- ウ 自治会等から特に要望がある樹木

(2) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

区分	内容
ア 危険木の除去	第3の1（2）イに同じ。

第4 事業計画書の提出

市町村長は、当該補助金を受けようとする事業主体の事業計画書（別記第1号様式）をとりまとめ、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、所長は、管内市町村の事業計画書を部長に提出する。

また、第3の1（2）イにより、事業主体が部長に別途協議を行う場合、所長は意見書を提出するものとする。

第5 事業量の決定

- 1 部長は、第4に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、第4に基づき提出された事業計画書を審査し、前項の決定通知を受けた額の範囲内において事業主体ごとの事業量を決定し、市町村長に通知する。

第6 協定の締結

生活保全林整備タイプを実施する事業主体の長は、市町村長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を施業開始前までに締結する。

なお、バッファーゾーンの整備に関する協定には、整備完了後の維持管理に関する方針の策定について明記するものとする。

第7 補助金の交付申請

- 1 事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
 - ① 事業計画書（別記第2号様式）
 - ② 収支予算書（要綱第2号様式）
 - ③ 位置図
 - ④ 現況写真
 - ⑤ バッファーゾーンの整備を実施する場合は「第2号様式の付1」、危険木の除去（生活保全林整備タイプに限る。）を実施する場合は「第2号様式の付2」
 - ⑥ 見積書等の積算根拠資料
 - ⑦ 土地所有者等の同意書
 - ⑧ 生活保全林整備タイプを実施するに当たっては交付申請の事業箇所の森林が、市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において生活保全林に区分された森林にあっては市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林にあってはこれを市町村長が証する書類。
- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第8 補助金の交付決定

- 1 所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、「実施設計書に使用する単価表」「定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き」を参考とし事業費、事業内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。

補助金交付の翌年から起算して10年以内に、事業対象地を、生活保全林整備タイプの危険木の除去にあっては森林以外の用途へ転用する場合、バッファーゾーンの整備にあっては森林や農地等本来の土地利用以外の用途へ転用する場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。

- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、所長からの交付決定通知を受けた市町村長は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき補助金の交付を決定し、要綱第5条第1項に規定する条件のほか、前項に準じた条件を付して通知する。

第9 契約方法等

- 1 市町村が事業主体となる場合の契約方法は各市町村の規則等に定めるところによる。
- 2 森林組合、地域団体等が事業主体となる場合の契約方法は競争入札または数社の見積合わせによるものとする。

第10 補助金の交付決定前着手届

- 1 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長（間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
- 2 事業主体の長から交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて交付決定前着手届を所長に提出する。

第11 事業計画の変更等

事業主体の長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項の規定による計画変更承認申請書（要綱第3号様式）に変更計画書及び説明資料を付して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

また、軽微な変更が生じた場合、変更が生じた後20日以内に事業主体の長は変更計画書及び軽微変更届（別記第5号様式）を作成し、所長に提出する。

第12 部分完了の現地審査について

事業主体の長が申請した複数の施行地の一部の施行地が完了し、事業主体の長から部分完了届（別記第6号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地審査を実施することができる。

第13 実績報告

- 1 事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
 - ① 事業実績書（別記第2号様式）
 - ② 収支決算書（要綱第8号様式）
 - ③ 施業図及び位置図
 - ④ 全施行地の事業実施状況写真
 - ⑤ 実行経費算出表（様式1）及び根拠資料
 - ⑥ 市町村及び森林所有者との協定書の写し
 - ⑦ 作業日報の写し
- 2 実績報告書の提出を受けた市町村長は、当該市町村の検査要領等に基づき検査等を行い、前項の規定に準じて実績報告書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第14 確認

- 1 第13による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- 2 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第7号様式により事業主体の長に通知する。

第15 事業成果報告書

所長は年度事業が完了したときは、当該年度の翌年度の4月25日までに事業成果報告書（別記第8号様式）を部長に提出する。

第16 標識等による表示

事業主体の長は、事業完了後、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業により整備したことを表示した標識等を設置するものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金の対象経費とする。

附 則

この要領は、平成24年度事業から適用する。
この要領は、平成25年度事業から適用する。
この要領は、平成26年度事業から適用する。
この要領は、平成27年度事業から適用する。
この要領は、平成28年度事業から適用する。
この要領は、平成29年度事業から適用する。
この要領は、平成30年度事業から適用する。
この要領は、平成31年度事業から適用する。
この要領は、令和2年度事業から適用する。
この要領は、令和3年度事業から適用する。
この要領は、令和4年度事業から適用する。
この要領は、令和5年度事業から適用する。